

I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]								
<p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 I P通信網契約 第1節 (略) 第2節 一般契約 第8条～第12条の2 (略)</p> <p>(特定X i 等の変更又は廃止) 第12条の3 契約者は、当社が別に定めるところにより特定X i 等の変更又は廃止の請求をすることができます。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第13条～第16条の2 (略)</p> <p>(当社が行う一般契約の解除) 第17条 当社は、一般契約者が次のいずれかに該当する場合に、その一般契約を解除することがあります。 (1)～(4) (略) (5)一般契約 (基本使用料の料金種別がahamo光であるものに限ります。)に係る特定X i 等を廃止した場合であって、その一般契約について、当社が定める期日までに次のいずれかに該当する請求又は申込みの承諾を受けていないとき。 ア 基本使用料の料金種別をドコモ光に係るものへ変更する請求。 イ 一般契約の解除と同時に新たに定期契約を締結する申込み。 ウ 第12条の2 (特定X i 等の指定) 第2項に規定する特定X i 等を指定する申込み。 (6)～(10) (略) 2～6 (略)</p> <p>第3節 (略)</p> <p>第4章～第15章 (略)</p> <p>料金表 通則 1～25 (略)</p> <p>第1表 料金 第1 基本使用料 1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">基本使用料の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 30%;">I P通信網契約の基本使用料の適用</td> <td>ア～ケ (略) コ 契約者が、I P通信網契約を解除 (当社が別に定める場合を除きます。)したときは、その契約の解除があった日を含む暦月のその料金種別の基本使用料について、通則第3項 (料金の計算方法等) 及び第4項の規定にかかわらず、日割しません。 ただし、第16条の2 (契約者が行う初期契約解除) に規定する初期契約解除に係るもの</td> </tr> </tbody> </table>	基本使用料の適用		I P通信網契約の基本使用料の適用	ア～ケ (略) コ 契約者が、I P通信網契約を解除 (当社が別に定める場合を除きます。)したときは、その契約の解除があった日を含む暦月のその料金種別の基本使用料について、通則第3項 (料金の計算方法等) 及び第4項の規定にかかわらず、日割しません。 ただし、第16条の2 (契約者が行う初期契約解除) に規定する初期契約解除に係るもの	<p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 I P通信網契約 第1節 (略) 第2節 一般契約 第8条～第12条の2 (略)</p> <p>(特定X i 等の変更又は廃止) 第12条の3 契約者は、当社が別に定めるところにより特定X i 等の変更又は廃止の請求をすることができます。 <u>ただし、一般契約 (基本使用料の料金種別がahamo光であるものに限ります。)に係る特定X i 等の廃止の請求をすることはできません。</u></p> <p>2～3 (略)</p> <p>第13条～第16条の2 (略)</p> <p>(当社が行う一般契約の解除) 第17条 当社は、一般契約者が次のいずれかに該当する場合に、その一般契約を解除することがあります。 (1)～(4) (略) (5)一般契約 (基本使用料の料金種別がahamo光であるものに限ります。)に係る特定X i 等に関する5 G契約について、契約の解除又は区分の変更があったとき。</p> <p>(6)～(10) (略) 2～6 (略)</p> <p>第3節 (略)</p> <p>第4章～第15章 (略)</p> <p>料金表 通則 1～25 (略)</p> <p>第1表 料金 第1 基本使用料 1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">基本使用料の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 30%;">I P通信網契約の基本使用料の適用</td> <td>ア～ケ (略) コ 契約者が、I P通信網契約を解除 (当社が別に定める場合を除きます。)したときは、その契約の解除があった日を含む暦月のその料金種別の基本使用料について、通則第3項 (料金の計算方法等) 及び第4項の規定にかかわらず、日割しません。 ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではありません。</td> </tr> </tbody> </table>	基本使用料の適用		I P通信網契約の基本使用料の適用	ア～ケ (略) コ 契約者が、I P通信網契約を解除 (当社が別に定める場合を除きます。)したときは、その契約の解除があった日を含む暦月のその料金種別の基本使用料について、通則第3項 (料金の計算方法等) 及び第4項の規定にかかわらず、日割しません。 ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではありません。
基本使用料の適用									
I P通信網契約の基本使用料の適用	ア～ケ (略) コ 契約者が、I P通信網契約を解除 (当社が別に定める場合を除きます。)したときは、その契約の解除があった日を含む暦月のその料金種別の基本使用料について、通則第3項 (料金の計算方法等) 及び第4項の規定にかかわらず、日割しません。 ただし、第16条の2 (契約者が行う初期契約解除) に規定する初期契約解除に係るもの								
基本使用料の適用									
I P通信網契約の基本使用料の適用	ア～ケ (略) コ 契約者が、I P通信網契約を解除 (当社が別に定める場合を除きます。)したときは、その契約の解除があった日を含む暦月のその料金種別の基本使用料について、通則第3項 (料金の計算方法等) 及び第4項の規定にかかわらず、日割しません。 ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではありません。								

は、この限りではありません。

サ～シ (略)
(注) (略)

2 (略)

第1の2～第2 (略)

第3 定期契約に係る解約金

1 適用

定期契約に係る解約金の適用	
定期契約に係る解約金の適用除外	契約者は、次の場合には2 (料金額) の規定にかかわらずその定期契約に係る解約金の支払いを要しません。 ア～オ (略)

2 (略)

第4～第5 (略)

第2表～第3表 (略)

別表1～別表3 (略)

附 則 (令和6年2月6日経企第3882号)
この改正規定は令和6年2月21日から実施します。

(ア) 第16条の2 (契約者が行う初期契約解除) に規定する初期契約解除があったとき。
(イ) I P 通信網契約 (基本使用料の料金種別がahamo光であるものに限ります。) に係る特定 X i 等に関する5 G 契約について契約の解除又は区分の変更があったことに伴い、その I P 通信網契約が解除されたとき。

サ～シ (略)
(注) (略)

2 (略)

第1の2～第2 (略)

第3 定期契約に係る解約金

1 適用

定期契約に係る解約金の適用	
定期契約に係る解約金の適用除外	契約者は、次の場合には2 (料金額) の規定にかかわらずその定期契約に係る解約金の支払いを要しません。 ア～オ (略) カ I P 通信網契約 (基本使用料の料金種別がahamo光であるものに限ります。) に係る特定 X i 等に関する5 G 契約について契約の解除又は区分の変更があったことに伴い、その I P 通信網契約が解除されたとき。

2 (略)

第4～第5 (略)

第2表～第3表 (略)

別表1～別表3 (略)